

医師確保計画の概要

1 背景

- ・ 平成20年度以降、地域枠を中心とした全国的な医師数の増加等が行われてきたが、医師の地域偏在・診療科偏在の解消が図られていない。
- ・ 医師偏在の解消等を図り、地域における医療提供体制を確保するため、平成30年に医療法及び医師法を改正。
- ・ 改正法に基づき、都道府県は医療計画の一部として「医師確保計画」を策定し、取組を実施。
- ・ 令和6年12月、厚生労働省において、地域ごとに人口構造が急激に変化する中で、将来にわたり地域で必要な医療提供体制を確保し、適切な医療提供サービスを提供するため、医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージ（以下「総合パッケージ」という。）を策定。
- ・ 総合パッケージを踏まえた令和7年医療法等の改正に基づき、都道府県は重点的に医師を確保すべき区域（以下「重点医師偏在対策支援区域」という。）を定め、医師確保計画において、重点医師偏在対策支援区域を対象とした医師偏在是正プランを策定。

2 計画の全体像

(1) 医師偏在指標

- ・ 人口10万人対医師数が、医師の地域偏在・診療科偏在を統一的に測る「ものさし」にはなっていないことから、現在・将来人口を踏まえた医療ニーズ等に基づき、医師偏在の度合いを示す指標（医師偏在指標）を導入

$$\text{医師偏在指標} = \frac{\text{標準化医師数（※1）}}{\text{地域の人口} \div 10万 \times \text{地域の標準化受療率比（※2）}}$$

※1 性別ごとに年代を区分して平均労働時間の違いを調整

※2 地域ごとに性年齢階級による受療率の違いを調整

(2) 医師少数区域

- ・ 医師偏在指標に基づき、47都道府県及び330二次医療圏を
 - ・ 上位1／3を医師多数都道府県及び医師多数区域
 - ・ 下位1／3を医師少数都道府県及び医師少数区域に設定
- ・ 医師少数区域以外においても、二次医療圏よりも小さい単位で局地的に医師が少ない地域を医師少数スポットとして設定

(3) 目標医師数

- ・ 医師少数区域が下位1／3の基準を脱するために要する具体的な医師の数を、

目標医師数として設定

(4) 施策

- ・ 目標医師数を達成するための必要な施策を、地域医療対策協議会で協議し、計画に盛り込む

(5) 重点医師偏在対策支援区域

- ・ 地域医療対策協議会及び保険者協議会と協議し、重点医師偏在対策支援区域の設定、支援対象医療機関の選定、重点医師偏在対策支援区域における必要医師数、区域における医師偏在対策を推進するための施策を、医師偏在是正プランとして計画に盛り込む。

3 骨子（記載項目）

医師確保計画は、医療計画の一部として医療法第30条の4第2項第11号の規定に基づき、地域偏在や診療科偏在といった医師不足を是正する目的として策定する。

計画期間は、第8次医療計画の前期（令和6年度から令和8年度まで）、後期（令和9年度から令和11年度まで）とし、3年ごとに計画の見直しを行う。

1. 医師確保計画について
2. 基本的な考え方
3. 医師確保対策の状況
 - (1) 現状と課題
 - (2) これまでの医師確保の取組
 - (3) これまでの取組状況の評価
4. 医師確保の方針・施策の方向
 - (1) 基本的な考え方
 - (2) 医師偏在指標
 - (3) 区域の設定（医師少数区域・医師多数区域、医師少数スポット、重点医師偏在対策支援区域）
 - (4) 医師確保の方針（三次医療圏、二次医療圏及び重点医師偏在対策支援区域）
 - (5) 目標医師数（三次医療圏、二次医療圏及び重点医師偏在対策支援区域）
 - (6) 施策の方向（重点医師偏在対策支援区域を対象とした医師偏在是正プランの策定を含む）
 - (7) 計画の進捗等の評価に資する定量的な指標
5. 産科における医師確保計画
6. 小児科における医師確保計画